

★日本学生支援機構の奨学金を借っていた学生の方へ★

在学猶予願の提出は お済みですか？

◇在学猶予願って？

在学期間中は在学猶予願を提出することで返還期限が猶予されます。

◇在学猶予願を提出しないとどうなるの？

在学中であっても貸与終了後7ヶ月目から返還が始まります。

留年により卒業期が延期された方は、1年ごとに提出が必要です。昨年在学猶予願(在学届)を提出した方も、再度在学猶予願の提出をしてください。



猶予の手続きをせず、奨学金の返還を行わない場合、延滞金が賦課され、民事訴訟法に基づく法的措置が執られます。

**3月まで貸与していた方、3月まで返還猶予していた方は、4月(新年度)になってから提出してください。
すでに返還が始まっている方は、至急提出してください。**

※注)在学猶予願は随時受け付けますが、返還開始までに間に合うとは限りません。

～在学猶予願提出方法～

- ①スカラネット・パーソナルにアクセス&ログイン
- ②ワンタイムパスワードを取得して各種届から在学猶予願を選択
- ③学校情報, 在学情報を入力

提出に必要な学校番号と区分コード
学校番号:109005 区分コード:00



【問い合わせ先】学生支援センター 経済支援コーナー TEL095-819-2104